

2019年3月25日システム改修について (申請者向け)

1. 特車ゴールド包括申請について
2. 更新申請時の変更可能項目の変更点の概要
3. 変更申請時の変更可能項目の変更点の概要
4. 積載貨物情報登録時の変更点の概要
5. 車両情報登録時の変更点の概要
6. 経路情報登録時の変更点の概要
7. 申請書作成予約登録時の変更点の概要

1. 特車ゴールド包括申請について

「ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度（以降、特車ゴールド制度）」に関して、トラック／トラクタの包括申請が可能になります。

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力には、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
・デジタル地図：デジタル地図による経路入力
・交差点番号：交差点番号指定による経路入力
※以前デキスト入力した未収経路について、道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0010342468

申請書情報入力
積載貨物情報入力
車両情報入力

☒ デジタル地図 ☐ 交差点番号 ☐ 経路情報入力

申請書作成予約登録

保存終了

特車ゴールド制度を利用するためには、これまでトラック／トラクタは1台のみである必要がありましたが、今後は複数台での申請が可能になります。

※同一軸種に限ります

確認

ETC2.0簡素化制度を利用しますか？

はい いいえ

- ✓ 特車ゴールド制度を利用するためには、あらかじめ申請車両分の「ETC2.0簡素化制度利用登録」を行う必要があります。トラック／トラクタ車両の包括申請を行う場合、全車両分が利用登録済みであるか、ご確認ください。
- ✓ なお、従前どおり複数軸種の包括申請については受け付けておりませんので、ご注意ください。

2. 更新申請時の変更可能項目の変更点の概要

特殊車両通行許可申請書の作成要領にもとづき、更新申請は原則、許可期間のみ更新できるようになります。

- ① 更新申請時に変更できなくなる項目があります
 - ー 通行開始日、積載貨物情報、車両情報、経路情報は更新申請時には変更できません。
- ② 更新申請時に変更できない項目を明示します
 - ー 更新申請時に変更不可能な項目を画面上に表示します。
- ③ 更新申請時では不連続区間が含まれる経路のみ経路情報を修正できます
 - ー 不連続区間を修正するために、経路情報入力ボタンが利用できます。
- ④ FD読み込みによる更新申請で利用するbinデータには有効期限があります。
 - ー 申請支援システムでは更新申請時に通行開始日が変更できなくなるため、通行開始日が申請日を過ぎたbinデータでは更新申請が行えません

2. 更新申請時の変更可能項目の変更点の概要

- 【①】更新申請時の変更不可能項目の制限
- 【②】更新申請時に変更できない項目の明示

申請書入力(更新)

更新する申請の内容は次のとおりです。内容を確認してください。
内容が上り(下り)の場合は、申請日、通行開始日、通行終了日、申請担当者、データ作成者を入力して登録ボタンをクリックして下さい。

「更新登録」の場合には以下の項目は変更できません。

- ・積載貨物情報
- ・車両情報
- ・経路情報

上記項目を変更する場合には再度ログインを行い、申請種類を「変更申請」または「新規申請(参照入力)」としてください。

申請日 平成 31 年 4 月 1 日

通行開始日 平成32年12月2日 通行終了日 平成 33 年 12 月 1 日

申請者

法人区分等 株式会社〇〇

会社名・氏名(漢字) ABC運輸 ※株式会社などの法人区分等は入力省略して下さい。

会社名・氏名(カナ) エイビイシユン

代表者名(漢字) 特車 タロウ

代表者名(カナ) トクシャ タロウ

郵便番号 115 - 0043 住所自動設定

住所(都道府県) 東京都 ※住所は漢字で入力して下さい。

住所(市区町村) 北区神谷 郵便番号自動設定

住所(丁目番地) 1-2-3

住所(ビル名) エイビイビル

電話番号 03 - 0000 - 0000

表示のみとなる

更新申請時に変更できない項目が表示される

○更新申請で変更できる項目

- ・申請日
- ・通行終了日
- ・申請者情報
- ・申請担当者情報
- ・申請代理人情報

[入力時の留意点]

下記の条件を満たさないとエラーとなります

<申請日>

- ・登録ボタン押下時の日付以降であること

2. 更新申請時の変更可能項目の変更点の概要

【③】更新申請時の経路不連続への対応

- 更新申請では経路不連続が存在する場合に、
不連続が解消されるまで申請書作成予約登録ができません。
- よって、**不連続区間を持つ経路のみ経路修正が可能です。**
(出発地・目的地は変更できません。)

申請・各種情報入力選択

登録されている経路に不連続の箇所が存在します。
対象経路: 001, 002, 006
「経路情報入力」ボタンをクリックし、経路一覧画面から経路の修正を行ってください。

申請情報を順次入力してください。
申請情報はいつでも入力できます。
申請の各情報を変更する場合は、申請書作成を行ってください。

経路情報入力には、申請書作成予約登録済みの経路を選択してください。
・デジタル地図: デジタル地図から経路を選択
・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力
※以前テキスト入力した未収録道路について、道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0007768859

申請書情報入力

経路一覧画面に進む

○ デジタル地図 ● 交差点番号 **経路情報入力**

申請書作成予約登録

不連続区間を修正後、
申請書作成予約登録を行う

経路一覧

続けて経路を入力する時は「次経路入力」ボタンを押してください。
作成した経路をコピーする時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路コピー」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
作成した経路を変更する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路変更」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
作成した経路を削除する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路削除」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
全ての経路を登録する時は「登録」ボタンを押してください。

不連続区間を含む経路を選択

経路番号	出発地住所	目的地住所	選択区分
1			☐
2			☐
3			☐
4			☐
5			☐
6			☐

経路を修正し、登録する。

次経路入力

経路コピー

経路変更

経路削除

登録

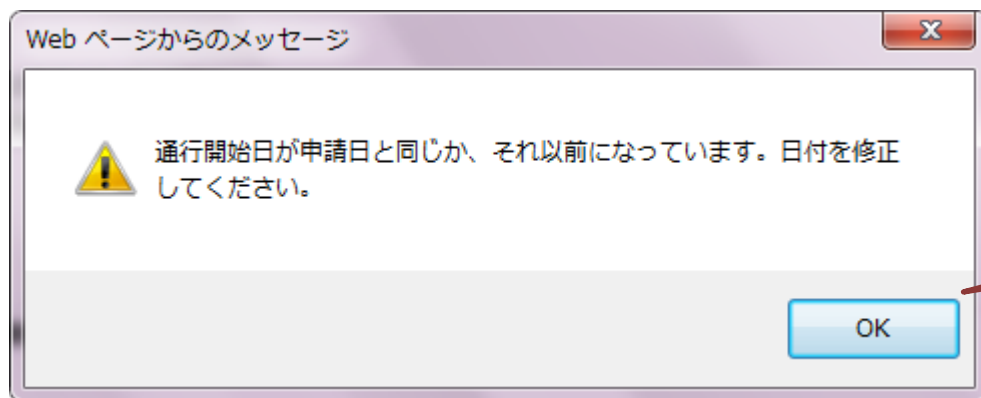
前画面へ戻る

2. 更新申請時の変更可能項目の変更点の概要

【④】電子申請書作成システムにて作成したbinデータへの対応

○電子申請書作成システムにて作成した更新申請のbinファイルは申請支援システムでFD読込する場合、下記に注意してください。

- ✓ 申請支援システムでは更新申請時に通行開始日を変更できなくなるため、電子申請書作成システムで入力した通行開始日が申請日を過ぎたbinデータでは更新申請が行えません
- ✓ 通行開始日を誤って入力していた場合には、電子申請書作成システムで修正を行い、申請支援システムにてFD読込してください。



入力した通行開始日が申請日を超えている場合に表示されます

3. 変更申請時の変更可能項目の変更点の概要

変更申請は特殊車両通行許可申請書の作成要領にもとづき、許可期間の変更とトラック・トラクタの台数の増加が対象外であり、その点をシステムに反映しました。

- ① 変更申請時に変更できなくなる項目があります
－変更申請時に許可期間の変更とトラック・トラクタの増加は行えません。
- ② 変更申請時に変更できる項目を明示します
－変更申請時に変更可能な項目を画面上に表示します。
- ③ FD読み込みによる変更申請で利用するbinデータには有効期限があります。
－申請支援システムでは変更申請時に通行開始日が変更できなくなるため、電子申請書作成システムで入力した通行開始日が申請日を過ぎたbinデータでは変更申請が行えません

3. 変更申請時の変更可能項目の変更点の概要

【①】変更申請時の変更不可能項目

申請書入力(変更)

変更する申請の内容は次のとおりです。内容を確認してください。
内容がよろしければ、申請日、申請担当者、データ作成者、変更理由を入力して「登録」ボタンをクリックしてください。

申請日 平成 31 年 4 月 1 日

通行開始日 平成31年2月7日 通行終了日 平成31年4月30日

申請者
法人区分等 株式会社○○
会社名・氏名(漢字) 会社などの法人区分等は
会社名・氏名(カナ) を省略して下さい。
代表者名(漢字)
代表者名(カナ)
郵便番号 - 住所自動設定
住所(都道府県) 都道府県を選択してください ※住所は漢字で入力して下さい。
住所(市区町村) 郵便番号自動設定
住所(丁目番地)
住所(ビル名)
市外局番 局番 番号
電話番号 - -
申請担当者 ※申請を行う担当者の情報を入力して下さい。
部署名
担当者名(漢字)
市外局番 局番 番号
電話番号 - -
FAX番号 - -

表示のみとなる

- 変更申請で変更できない項目
 - ・通行開始日
 - ・通行終了日
- 変更申請で利用できない機能
 - ・軸種の追加

[入力時の留意点]

- ・トレーラの台数増加は可能である
- ・トラック・トラクタの入れ替えや削除は可能(台数が増加しなければよい)

<申請日>

- ・登録ボタン押下時の日付以降であること

3. 変更申請時の変更可能項目の変更点の概要

【②】変更申請で変更できる項目の明示

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
 申請情報はいつでも変更が可能です。
 申請の各情報を変更した場合は、

変更申請時に変更できる項目が表示される

経路情報入力、申請経路情報の入力方法についてお知らせします。
 ・デジタル地図: デジタル地図による入力。
 ・交差点番号: 交差点番号指定による入力。
 ※以前テキスト入力した未収録道路について、経路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

変更申請では以下の変更のみ可能です。

- ・車両の交換(同一形式の車両の場合に限る)
- ・車両台数の減少
- ・トレーラ台数の増加
- ・申請者の変更
- ・通行経路の変更
- ・会社名等の申請者情報の変更

申請番号: 0007768477

申請書情報入力

積載貨物情報入力

車両情報入力

☒ デジタル地図
 ☐ 交差点番号

経路情報入力

申請書作成予約登録

[入力時の留意点]

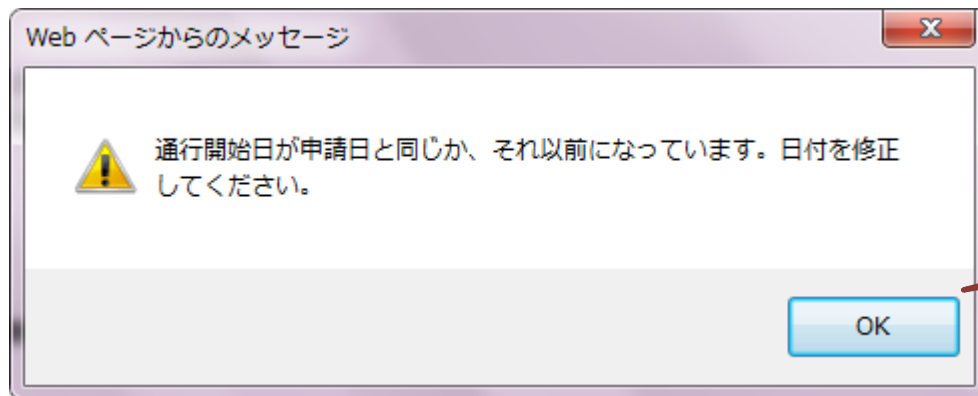
- ・ 通行開始日、通行終了日を変更する場合には、更新申請または新規申請として下さい
- ・ トラック・トラクタの車両台数を増加させる場合には新規申請を行ってください

3. 変更申請時の変更可能項目の変更点の概要

【③】電子申請書作成システムにて作成したbinデータへの対応

○電子申請書作成システムにて作成した変更申請のbinファイルは申請支援システムでFD読込する場合、下記に注意してください。

- ✓ 申請支援システムでは変更申請時に通行開始日と通行終了日を変更できなくなるため、電子申請書作成システムで入力した通行開始日または通行終了日が申請日を過ぎたbinデータでは変更申請が行えません
- ✓ 通行開始日または通行終了日を誤って入力していた場合には、電子申請書作成システムで修正を行い、申請支援システムにてFD読込してください。



入力した通行開始日が申請日を超えている場合に表示されます

4. 積載貨物情報登録時の変更点の概要

以下の表に該当しない車種又は積載貨物の申請の場合は、積載貨物情報登録時に、車両の構造又は積載物に特殊性が認められるものであることの確認を求めるメッセージが表示されるようになります。

申請者が特殊性があると認める場合には、申請書提出の際に積載物の特殊性がわかる資料を添付して申請頂くことになります。

車種区分	
建設機械類	重セミ
一般セミトレーラ (バン型)	ポールトレーラ
一般セミトレーラ (タンク型)	フルトレーラ (バン型)
一般セミトレーラ (幌枠型)	フルトレーラ (タンク型)
一般セミトレーラ (コンテナ用)	フルトレーラ (幌枠型)
一般セミトレーラ (自動車運搬用)	フルトレーラ (コンテナ用)
一般セミトレーラ (あおり型)	フルトレーラ (自動車運搬用)
一般セミトレーラ (スタンション型)	フルトレーラ (あおり型)
一般セミトレーラ (船底型)	フルトレーラ (スタンション型)
海上コンテナ (8'6)	フルトレーラ (船底型)
海上コンテナ (9'6)	
海上コンテナ (その他)	

積載貨物品名	
分類	品名
鋼製品	鋼橋桁等
	鋼管
	鋼矢板
	レール
	形鋼 (H型、アルミ、鉄管等)
	厚板 (鋼、アルミ)
	コイル (鋼、アルミ)
	その他 (鉄製容器、鋳鍛鋼品等)
コンクリート 製品	コンクリート橋桁
	コンクリート杭
	プレハブ建築部材
	電柱
	ボックスカルバート
機械製品	産業機械 (プラント機械、工作機械、 金属加工機械、機械架台等)
	保線用機器
	回転炉等
	その他 (タンク、溶接機)
電気製品	発電機
	変圧器等
	ポンプ
	送風機
	電線ケーブル、ドラム

4. 積載貨物情報登録時の変更点の概要

【①】車種と積載物の品名から特殊性を確認できない場合

積載貨物情報入力

積載する貨物品の分類と品名を選択して下さい。

積載分類:

車 両 (自走式)
 車両 (トラック/トレーラ積載)
 コンテナ
 銅製品

積載貨物品:

その他
 オフロードダンプ
 トラッククレーン
 トラッククレーン以外の建設機械
 バス
 空車

積載貨物品が「その他」のときは

積載貨物寸法:

幅: 0 cm 高さ: 0 cm 長さ: 0 cm 積載貨物寸法とは

登録 **読み込み** **リセット** **前画面へ戻る**

1 車両の構造と積載物に対して特殊性をチェックを行い、特殊性を確認できない場合にはメッセージが表示される

Web ページからのメッセージ

分割不可能な単体物であることがわかる資料を申請書提出時に添付して下さい。

☐ このページにこれ以上メッセージの作成を許可しない **OK** **キャンセル**

3 入力を進め、申請書作成予約登録を行う

特殊車両オンライン申請システム
 - 添付資料の指定画面 -

<添付資料の指定 - 特殊車両通行許可申請 普通 変更>

申請データ: 3001273_0007768319.tks **閲覧**

訂正対象の到達番号: **閲覧**

別送用送付票: **閲覧**

本申請の申請先道路管理者は以下になっています。
 関東地方整備局長

本申請の申請窓口は以下になっています。
 関東地方整備局 東京国道事務所

[申請に必要な書類について](#)

「自動車検査証の写し」、「一般旅客自動車運送事業の免許証の写し」、「分割不可能な単体物であることがわかる資料」
☐ 申請窓口 に郵送・FAXまたは持参する。 **参照...** **追加**

< 戻る 次へ > **申請者メニューへ戻る**

4 提出時に、分割不可能な単体物であることがわかる資料を添付

Web ページからのメッセージ

車両の構造及び積載貨物は特殊性がない可能性があります。特車申請が必要が確認して下さい。特車申請が必要である場合にはOKを押して下さい。

☐ このページにこれ以上メッセージの作成を許可しない **OK** **キャンセル**

2 特車申請が必要である場合にはOKボタンをクリック

【②】特殊性が認められる車種と積載物の確認

○申請書入力画面で「申請車種とは」ボタンをクリックすることで特殊性が認められる車種を確認できます

○積載貨物情報入力画面で「積載貨物とは」ボタンをクリックすることで特殊性が認められる積載貨物を確認できます

※申請車種を変更した場合は必ず車両情報入力画面で登録

申請車両
 ボタンを押下して下さい。

申請車種

☐ 新規開発車両 ☐ 新規格車 ☒ 左記(新規開発車両、新規格車)以外

事業区分

申請車両台数 単車/トラクター 1台 トレーラ 1台

申請経路
 申請経路数: 39 手数料対象経路数: 33

※許可済みデータを再利用した場合は前回の手数料対象経路数を表示しています。

車種	イメージ	車種	イメージ	車種のみて特徴性をもつ車種区分	
トラック		一般セミトレーラ (スタンション型)		建設機種類	重セミ
建設機種類		一般セミトレーラ (船底型)		一般セミトレーラ (バニラ)	ボルトトレーラ
一般セミトレーラ (バニラ)		重セミ		一般セミトレーラ (タンク型)	フルトレーラ (バニラ)
一般セミトレーラ (タンク型)		海上コンテナ		一般セミトレーラ (橋脚型)	フルトレーラ (タンク型)
一般セミトレーラ (橋脚型)		ボルトトレーラ		一般セミトレーラ (コンテナ用)	フルトレーラ (橋脚型)
一般セミトレーラ (コンテナ型)		フルトレーラ		一般セミトレーラ (自動車運搬用)	フルトレーラ (コンテナ用)
一般セミトレーラ (自動車運搬用)		ダブルス		一般セミトレーラ (あおり型)	フルトレーラ (自動車運搬用)
一般セミトレーラ (あおり型)				一般セミトレーラ (スタンション型)	フルトレーラ (あおり型)
				一般セミトレーラ (船底型)	フルトレーラ (スタンション型)
				海上コンテナ (S)	フルトレーラ (船底型)
				海上コンテナ (S)	
				海上コンテナ (その他)	

積載貨物情報入力

積載する貨物品の分類と品名を選択して下さい。

積載分類:

車両（自走式）
車両（トラック／トレーラ積載）
コンテナ
鋼製品

選択

積載貨物品:

積載分類を選択してください

積載貨物とは

積載貨物品が「その他」のときは、品名を入力してください。（漢字）

積載貨物寸法:

幅: 0 cm 高さ: 0 cm 長さ: 0 cm

積載貨物寸法とは

登録

読み込み

リセット

前画面へ戻る

分類		品名	分類		品名	繊維製品のみに特許付与を施した繊維製品品名	
車具 (自動車)	トラックレール	トラックレール	エンブレム 製品	エンブレム模写	エンブレム模写	繊維製品	繊維製品
	トラックレール以外の建設機械	トラックレール以外の建設機械		エンブレム模写	エンブレム模写		繊維製品
	バス	バス		エンブレム模写	エンブレム模写		繊維製品
	オフロードダンプ	オフロードダンプ		エンブレム模写	エンブレム模写		繊維製品
	電單車	電單車		エンブレム模写	エンブレム模写		繊維製品
	空車	空車		エンブレム模写	エンブレム模写		繊維製品
車具 (トラックトラレーザ等)	建設機械	建設機械	機械製品	産業機械(ラント機械、工作機械)	産業機械(ラント機械、工作機械)	繊維製品	繊維製品
	商品自動車	商品自動車		金属加工機械、機械部品等	金属加工機械、機械部品等		繊維製品
	電單車	電單車		保護用機器	保護用機器		繊維製品
	その他	その他		圧入機等	圧入機等		繊維製品
コンピュータ	個人コンピュータ(デスク・200)	個人コンピュータ(デスク・200)	日用品製品	家庭用電気製品、電具、日用品等	家庭用電気製品、電具、日用品等	繊維製品	繊維製品
	個人コンピュータ(デスク・400(1048424型))	個人コンピュータ(デスク・400(1048424型))		洗濯機	洗濯機		繊維製品
	個人コンピュータ(デスク・400)	個人コンピュータ(デスク・400)		洗濯機	洗濯機		繊維製品
	個人コンピュータ(デスク・400(1048424型))	個人コンピュータ(デスク・400(1048424型))		その他(デスク、洗濯機)	その他(デスク、洗濯機)		繊維製品
	個人コンピュータ(デスク・その他)	個人コンピュータ(デスク・その他)		電化製品	電化製品		繊維製品
	個人コンピュータ(デスク・その他)	個人コンピュータ(デスク・その他)		電化製品	電化製品		繊維製品
繊維製品	繊維製品	繊維製品	電気製品	電気製品	電気製品	繊維製品	繊維製品
	繊維製品	繊維製品		電気製品	電気製品		繊維製品
	繊維製品	繊維製品		電気製品	電気製品		繊維製品
	繊維製品	繊維製品		電気製品	電気製品		繊維製品
	繊維製品	繊維製品		電気製品	電気製品		繊維製品
	繊維製品	繊維製品		電気製品	電気製品		繊維製品

5. 車両情報登録時の変更点の概要

特殊車両通行許可申請書の作成要領にもとづき、登録する車両情報の不整合チェックの機能が強化され、特車申請の手戻りが抑えられます。

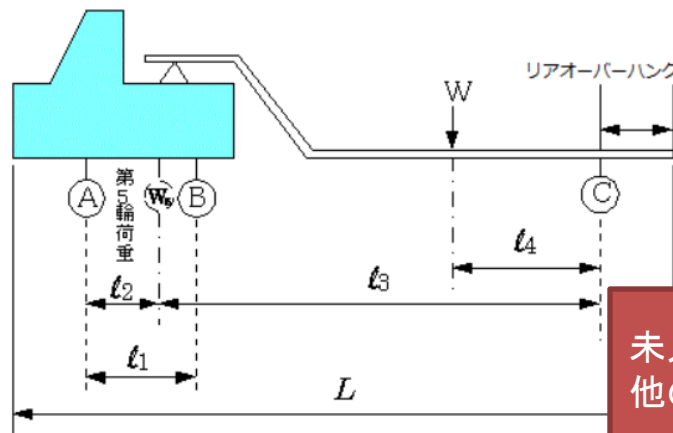
- ① 車両諸元の入力必須項目に入力漏れがあると車両情報が登録できません
— 入力漏れを解消しなければ次の画面へ遷移できません。
- ② 車両情報登録時に合成車両の確認が義務化されます
— 申請するすべての軸種に対して合成車両の表示ボタンを押下しなければ車両情報が登録されません。
- ③ 車両諸元の不整合情報が画面上部に一括して表示されます
— 表示されるエラーメッセージの項目を修正してください。

5. 車両情報登録時の変更点の概要

【①】車両諸元の入力必須項目に入力漏れが存在するかの確認

申請車種	一般セミトレーラ(その他)
軸種	軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。
要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。



未入力項目があると、エラーメッセージが表示され、他の画面へ遷移するボタンがクリックできない状態となる

トラクタ/トレーラ切替

整理番号	車名	型式	自重			幅(cm)	長さ(cm)	リアオーバーハング(cm)	積載物重量	
			トラクタ・トラクタ(t)	乗員(人)	トレーラ(t)				前部(t)	後部(t)
● 1	試験	試験	8.89	2			380	500		

型式追加

型式削除

車両諸元参照

申請車両情報メニューへ戻る

次の画面に進む

※入力必須項目が入力されていません。入力してください。

【②】車両情報登録時に合成車両の表示ボタンが義務化

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力が完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：一般セミトレーラ(その他)

整理番号	
☒ 1	軸数: 3軸、ト

1

車両内訳書、車両諸元説明書入力後
 車両諸元の登録をするためには
 合成車両の表示ボタンのクリックが必須

車両内訳書入力

車両諸元説明書入力

軸種追加

軸種削除

合成車両の表示

説明書の登録

橋梁照査結果の表示 車検証情報との照合

登録

前画面へ戻る

全ての軸種に対し「合成車両の表示」で合成値を確認した後、登録ボタンをクリックしてください。

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種： 一般セミトレーラ(その他) 認証トラクタを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラクタとしてみなされていることを確認して下さい。

整理番号	軸種	最小回転半径(cm)
● 1	軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸	1200

軸種追加
軸種削除
合成車両の表示
読み込み

車検証情報との照合

登録
前画面へ戻る

車両の諸元に関する説明書			
受付許可番号			
通行開始年月日	平成31年1月1日	通行終了年月日	平成33年1月10日
申請区分	新規	通行区分	片道
事業区分	区域	対象車両	○
積載貨物品名	分類	機械製品	
	品名	産業機械（プラント機械、工作機械金属加工機械、機械架台等）	
車種区分	車両の種類	一般セミトレーラ（その他）	
	軸種	軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸（トリプル軸）	
新規開発車両の基本通行条件	高さ		
	長さ		
	重量		
	車両台数		
トラック・トラクタ	1台		
トレーラ	1台		

車両の合成値の確認
を行う

自重				積載物重量				合計
トラクタ自重	乗員(2人)	第1トレーラ自重	第2トレーラ自重	小計	前部	後部	小計	
8.89 t	0.11 t	8.00 t		17.00 t	27.00 t		27.00 t	44.00 t

車両諸元表							
幅(B)	高さ(H)	長さ(L)	最大軸重	最速軸距	最小隣接軸距	最大軸重軸最外輪中心間距離	
250 cm	380 cm	1800 cm	10.00 t	1000 cm	132 cm	200 cm	
各輪の軸間距離および荷重点等の距離							
I1	I2	I3	I4	I5	I6	I7	I8
318 cm	175 cm	825 cm	175 cm	132 cm	132 cm	779 cm	
I9	I10	I11	I12	I13	I14	I15	
							-

2 車両の諸元に関する説明書画面にて
車両の合成値を確認し、
前画面へ戻るボタンをクリック

最外輪中心 (G)コード	1	1	1				-

前画面へ戻る

5. 車両情報登録時の変更点の概要

【③】車両諸元の不整合情報が表画面上部に表示

○合成車両の表示ボタンをクリックした場合の車両諸元チェック

申請車両情報登録メニュー

⚠ 車両諸元説明書に未登録もしくは不正の項目があります。確認して下さい。

整理番号 : 1

軸種 : 軸数: 4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸

特例8車種で隣接軸重が制限値を超えています。
軸距、軸重を以下のように入力し、条件を満たしてください。

隣接軸距が1.8m未満の場合:
隣接軸重 $\leq$ 18.0t

隣接軸距が1.3m以上かつ該当する2軸の軸重がそれぞれ9.5t以下の場合:
隣接軸重 $\leq$ 19.0t

隣接軸距が1.8m以上の場合:
隣接軸重 $\leq$ 20.0t

※包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

2

不整合が生じた場合には画面遷移せず、画面上部にエラーメッセージが表示される

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。

入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。

車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

3

申請車種 : 一般セミトレーラ(バン型) 認証トラクタを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを
確認して下さい。

エラーメッセージに該当する項目の修正が必要

番号	軸種	最小回転半径(cm)
☒ 1	軸数: 4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸	1200

1

合成車両の表示ボタンをクリックすると車両諸元がチェックされる

車両内訳書入力 車両諸元説明書入力 軸種追加 軸種削除 合成車両の表示

橋梁照査結果の表示 車検証情報との照合

5. 車両情報登録時の変更点の概要

【③】車両諸元の不整合情報を表画面上部に表示

OFD読込時の車両諸元チェック

⚠ 車両諸元説明書に未登録もしくは不正の項目があります。確認して下さい。

整理番号 : 1
軸種 : 軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸

特例8車種で隣接軸重が制限値を超えています。
軸距、軸重を以下のように入力し、条件を満たしてください。

隣接軸距が1.8m未満の場合:
隣接軸重 ≤ 18.0t

隣接軸距が1.3m以上かつ該当する2軸の軸重がそれぞれ9.5t以下の場合:
隣接軸重 ≤ 19.0t

隣接軸距が1.8m以上の場合:
隣接軸重 ≤ 20.0t

※包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

特例8車種で合成値(長さ)が制限値(17.0m)を超えているため、差し戻しとなります。
車両諸元説明書入力画面に戻って修正してください。

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力は、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力
※以前テキスト入力した未収録道路について: 道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0007768918

申請書情報入力

積載貨物情報入力

車両情報入力

☒ デジタル地図
 ☐ 交差点番号

経路情報入力

1

申請書作成予約登録

2

エラーメッセージに該当する項目の修正を行う

1

申請書作成予約登録時に車両諸元チェックを実施し、車両諸元に不整合が生じた場合には画面上部にエラーメッセージが表示される

6. 経路情報登録時の変更点の概要

特殊車両通行許可申請書の作成要領にもとづき、経路情報登録時に申請経路が選択した提出先窓口へ提出が可能であるか確認されます。

- ① 申請経路に直轄国道が存在することが確認されます
 ー 申請経路に直轄国道(収録道路もしくは未収録道路)を含まない場合には提出先窓口を「その他道路管理者」としてください。
 ※本改修では直轄国道の未収録区間の判別に対応

[申請経路の道路管理者の確認方法]

道路管理者は、道路情報便覧付図表示システムをより確認できます。

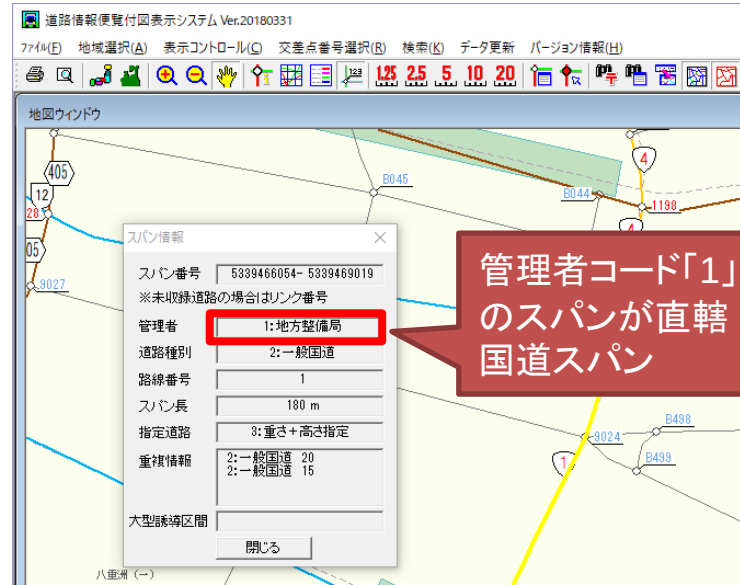
最新のプログラムや操作マニュアルは以下のHPよりダウンロードすることが可能です。

[オンライン申請で利用する各種プログラムと資料ページ]

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/index.html>



オフライン用プログラムおよび操作マニュアル			文字の大きさ 小 中 大
名称	バージョン	概要	
電子申請書作成システム	Ver.201703	インターネットに接続することなくパソコンで特殊車両通行許可申請書を作成するためのシステムです。(算定機能はありません。)	メニュー トップページ 特殊車両通行許可制度について システム利用契約初めにお読みください 特殊車両通行許可システムによるオンライン申請について 代理申請について 各種ダウンロード
便覧更新用データ(mdb)	Ver.181113	電子申請書作成システムの最新の道路情報便覧が収録されたデータ更新用のMDBファイルを提供します。	
道路情報便覧表示システム	Ver.201703	特殊車両通行許可申請における通行経路表の作成に必要な交差点番号を確認することができるプログラムです。	
便覧更新用データ(mdb)	Ver.181113	道路情報便覧表示システムの最新の道路情報が収録されたデータ更新用のMDBファイルを提供します。	
電子申請書作成システム操作マニュアル(PDF)	Ver.201607	最新のオフライン用システムの操作マニュアルです。	
道路情報便覧付図表示システム	Ver.201807	特殊車両通行許可申請における通行経路を地図上で作成するプログラムです。	
道路情報便覧表示システム更新データ	Ver.180701	道路情報便覧付図表示システムの最新の道路情報が収録されたデータ更新用のファイルを提供します。	



6. 経路情報登録時の変更点の概要

【①】申請経路に直轄国道スパンが存在することの確認

経路一覧

続けて経路を入力する時は「次経路入力」ボタンを押してください。
作成した経路をコピーする時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路コピー」ボタンを押してください。（複数経路選択不可）
作成した経路を変更する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路変更」ボタンを押してください。（複数経路選択不可）
作成した経路を削除する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路削除」ボタンを押してください。（複数経路選択可能）
全ての経路を登録する時は「登録」ボタンを押してください。

経路番号	出発地住所	目的地住所	選択区分
1	直轄1スパンの	直轄1スパンのみ	☐

1 経路を登録

次経路入力 経路コピー 経路変更 経路削除 読み込み **登録** 前画面へ戻る

申請・各種情報入力選択

2 申請経路に直轄国道スパンが存在しない場合には経路は登録されるがエラーメッセージが表示される。

※以前テキスト入力した未収録道路については、道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0007768487

申請書情報入力

積載貨物情報入力

車両情報入力

● デジタル地図 ○ 交差点番号 経路情報入力

申請書作成予約登録

提出先窓口指定

提出先道路管理者と提出先窓口を指定してください。

提出先道路管理者 **その他道路管理者** 選択
提出先窓口 **その他道路管理者**

オンライン申請の場合、ここで作成される申請データを特殊車両オンライン申請受付システムへ送信してください。ただし、この申請データ以外の書類を窓口事務所に持参していただく場合があります。

3 【注意】ETC2.0簡素化制度を利用した申請の提出先窓口は、提出先窓口が指定できません。申請が可能な道路国道事務所

②のエラーが表示された場合には申請書作成予約登録までに提出先窓口をその他道路管理者とする

【平成29年度の審査体制集約化について】
・東北地方整備局、九州地方整備局管内の事務所:平成29年3月1日～
・近畿地方整備局、中国地方整備局管内の事務所:平成29年4月1日～

[特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について\(平成29年度\)](#)

【参考資料】
[特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について\(平成28年度\)](#)
[特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について\(平成27年度\)](#)

確認 前画面へ戻る

7. 申請書作成予約登録時の変更点の概要

申請書作成予約登録時に申請書作成予約登録を行う前の最終確認を促すメッセージが表示されます。

① 申請書作成予約登録を行う最終確認がされます

【①】申請書作成予約登録を行う最終確認

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
・デジタル地図：デジタル地図による経路入力
・交差点番号：交差点番号指定による経路入力
※以前テキスト入力した未収録道路について：道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号：0007768488

申請書情報入力

積載貨物情報入力

車両情報入力

☒ デジタル地図 ☐ 交差点番号

申請書作成予約登録

申請書作成予約登録

申請書作成予約を行う前に以下のような入力誤りがないか最終確認をお願いします。

(誤りの多い事例)

- ・幅、高さ、長さは積載物を載せた状態の値ですか？
- ・出発地・目的地の位置を特定できる情報の入力が必要です。
番地、建物(施設)名称、工場現場名称等を入力してください。
- ・経路は出発地・目的地をカバーするよう設定されていますか？
- ・車検証との照合エラーは表示されていませんか

よろしければチェックボックスにチェックを入れて下さい。

この内容で申請する ☐

OK キャンセル

1 申請の最終確認をする